

# 令和7年度（2025年度）外国人看護師候補者就労研修支援 事業費補助金交付要領

※補助金交付要制定前のため、詳細については変更となる可能性があります。

（趣旨）

第1条 外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（補助金の算定方法）

第2条 補助金の交付額は、別表1の左欄に定める基準額と右欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第3条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、外国人看護師候補者就労研修支援事業計画書（別記第1号様式）によるものとする。

2 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、外国人看護師候補者就労研修支援事業所要額調書（別記第2号様式）によるものとする。

3 要項第3条第1項の申請書の提出期限は、令和 年（ 年） 月 日までとし、提出部数は1部とする。

別表1（第2条関係）

基準額	対象経費
次の(1)から(2)により算出された額の合計額とする。	外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（雑役務費、通信運搬費）、備品購入費
(1) 日本語習得支援事業 候補者等1人当たり 117,000円	
(2) 就労研修支援事業 1か所当たり 461,000円	